

# 【 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 対 策 】 雇用調整助成金 申請・活用の手引き

## パート① 雇用調整助成金の趣旨

2020年4月24日現在

講師：社会保険労務士法人すばる  
特定社会保険労務士 加藤 治

# 雇用調整助成金とは

雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、

休業、教育訓練、または出向によって、

その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して

支給される助成金です。

労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的としています。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特例措置が設けら

れています。

# 対象事業主(特例措置)

- ・特例の対象事業主は「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」
- ・特例措置の対象となれば、最近1か月の売上高、生産量等が、  
前年同期比に比べ10%以上(4月～6月は5%)減少していること。
- ・労働保険料の滞納がない
- ・過去3年間、助成金の不正受給をしていない
- ・事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象  
2020年1月24日以前から事業を開始していて、  
前年同月または2019年12月の売上データが確認できること。

さらに、令和2年4月1日から同年6月30日までの間は、緊急対応期間として、上乘せの特例措置が講じられています。

# 休業の対象者、休業の条件

## 対象者

- ・従業員全員

雇用保険に加入していない、アルバイト・パート労働者も含む

※雇用保険未加入者の助成金は「**緊急雇用安定助成金**」

- ・解雇予告をした方、退職勧奨に応じた方、退職願が提出された方は対象外

## 休業の条件

- ・休業させた従業員に対して**平均賃金の60%以上**の休業手当を支給している。

- ・1か月の全員の所定労働日数の合計の

中小企業は1/20以上、大企業は1/15以上の休業を行っている。

⇒4月～6月の間は **中小企業は1/40以上、大企業は1/30以上**に緩和